

三木市の介護保険料(年額)

☆ 介護保険料は市町村によって異なります(三木市は兵庫県内29市のうち一番安い介護保険料です)。

☆ 三木市の介護保険料は、令和3年度から引き下げています。

☆ 介護保険料の年額や月々の納付額は、毎年7月にお知らせします。

所得段階	対象者	(調整率)	介護保険料(年額)			
			令和2年度 ①	令和3年度 ~5年度 ②	差引 ②-①	
第1段階	・生活保護受給者	基準額 ×0.3	18,720円	18,000円	△720円	
	・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者					
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計が	80万円以下	基準額 ×0.5	31,200円	△1,200円	
		80万円超 120万円以下				
		120万円超				
第3段階		基準額 ×0.7	43,680円	42,000円	△1,680円	
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計が	80万円以下	基準額 ×0.9	56,160円	54,000円	△2,160円
第5段階		80万円超	基準額	62,400円	60,000円	△2,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が	120万円未満	基準額 ×1.2	74,880円	72,000円	△2,880円
第7段階		120万円以上 210万円未満(※2)	基準額 ×1.3	81,120円	78,000円	△3,120円
第8段階		210万円以上 320万円未満(※2)	基準額 ×1.5	93,600円	90,000円	△3,600円
第9段階		320万円以上 400万円未満(※2)	基準額 ×1.7	106,080円	102,000円	△4,080円
第10段階		400万円以上 600万円未満	基準額 ×1.75	109,200円	105,000円	△4,200円
第11段階		600万円以上	基準額 ×2.0	124,800円	120,000円	△4,800円

(※1)合計所得金額について

土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【令和3年度~5年度の介護保険料の計算に用いる合計所得金額について】

○第1段階~第5段階

- ・「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
- ・合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

○第6段階~第11段階

- ・合計所得金額に「給与所得」又は「公的年金等に係る雑所得」が含まれている場合は、「給与所得+公的年金等に係る雑所得」から10万円を控除した金額を用います。

(※2)第7段階~第9段階の令和2年度介護保険料の合計所得金額の範囲は次のとおりです。

- 第7段階・・・120万円以上200万円未満
- 第8段階・・・200万円以上300万円未満
- 第9段階・・・300万円以上400万円未満

